

船員保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届

【手続概要】

この届出は、船員保険および厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合に、当該事実があった日から10日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

ただし、被保険者資格の喪失は次のいずれかに該当した場合となります。

- (1) 被保険者が船舶所有者に船員として使用されなくなったとき
- (2) 被保険者が退職したとき
- (3) 被保険者が死亡したとき
- (4) 被保険者が70歳に到達したとき※

※厚生年金保険の資格のみ喪失し、船員保険は引き続き加入します。

詳しくは「70歳以上の船員を雇い入れるとき、または被保険者が70歳になったときの詳細説明」を参照してください。

【添付書類】

上記(1)から(3)のいずれかに該当する場合、以下の書類(本人分および被扶養者分)を添付してください。

- ・資格確認書
- ・高齢受給者証
- ・特定疾病療養受療証
- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証

※現在交付されている場合のみ。また、届書と同時に資格確認書を返納できない場合、資格確認書回収不能届の提出が必要となります。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請